

市営玉田団地6・9号館エレベーター設置工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて

市営玉田団地6・9号館エレベーター設置工事の契約金額を変更するため、下記のとおり請負契約の一部を変更する契約を締結する。よって、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年伊丹市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

令和4年6月28日締結した市営玉田団地6・9号館エレベーター設置工事の請負契約中「契約金額 金300,718,000円」を「契約金額 金306,614,000円」に改める。

令和4年12月2日提出

伊丹市長 藤原保幸

(参考)

1 工事の名称及び位置

名称 令和4年度市営玉田団地6・9号館エレベーター設置
工事

位置 伊丹市中野東1丁目2番地，7番地

2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の
2第1項第2号の規定による随意契約

3 契約金額

金306,614,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金27,874,
000円）

4 契約の相手方

住所 伊丹市大鹿7丁目65番地

名称 株式会社浜田組

代表者 代表取締役 浜田 心平

5 工事変更の概要

配管の経路変更等

6 工期変更

令和4年6月28日から令和5年2月28日までを令和5年
3月27日までに変更